

手続名
精神障害者保健福祉手帳の交付に係る申請手続

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課庶務係（049-251-2711 内線372）

手続説明

- ・ **概要**
精神障がい者のさまざまな制度を利用するために必要な手帳の交付を受けるための申請手続きです。
- ・ **要件**
精神障がいのため長期にわたり日常生活に支障のある方
- ・ **提出期限**
診断日（診断書作成日）から3か月以内

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・ **診断書（精神保健福祉手帳用）**
障害年金を受けている方は、下記3点の書類で代用できます。
ただし、自立支援医療を同時申請する場合は、下記3点の書類に加えて、自立支援用の意見書が必要になります。
 1. 障害年金の年金証書
 2. 年金払込通知書（直近のもの）
 3. 同意書（押印）
- ・ **手帳（更新・再申請の方）**

手続詳細URL

https://www.city.fuimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05svougaisva/seishin/2010-0810-1539-29.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし